附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成三十年三月十四日

二　第二条の規定　平成三十年三月二十六日

三　第三条の規定　平成三十年三月三十日

○東北地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千四十八号青森都市計画公園事業九・六・二号新青森県総合運動公園

三　事業施行期間　自平成八年十一月六日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第千百八十八号盛岡広域都市計画及び雫石都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（都南処理区）

三　事業施行期間　自昭和四十九年九月十二日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千二百九十五号花巻都市計画及び北上都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（花北処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年七月二十八日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第千八百五十四号奥州都市計画及び金ヶ崎都市計画下水道事業北上川上流流域下水道（胆江処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十一年十一月二十二日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第千六百五十六号一関都市計画下水道事業磐井川流域下水道（一関処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年十月十二日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号仙塩広域都市計画下水道事業仙塩流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月三十一日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第四百六十四号仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び亘理都市計画下水道事業阿武隈川下流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十年三月二十二日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし